

# 意見書

平成24年8月16日

総務省 総合通信基盤局  
電気通信事業部 事業政策課 御中

郵便番号 530-6116

(ふりがな) おおさかし きたく なかのしま 3ちょうめ3ばん23ごう

住 所 大阪市北区中之島3丁目3番23号

(ふりがな) かぶしがいしゃ

氏 名 株式会社ケイ・オプティコム

だいひょうとりしまりやくしゃちょう ふじの たかお

代表取締役社長 藤野 隆雄

「電気通信事業分野における競争状況の評価2011(案)」に関し、別紙のとおり意見を提出します。

領域	頁	意見
第1編 第1章	63～65	<p>【総務省案】</p> <p>第3節 競争状況の評価</p> <p>【意見】</p> <p><b>1. モバイル事業者上位3社の移動系通信市場における強い市場支配力</b></p> <p>■次に示す点を踏まえ、移動系通信市場において、「モバイル事業者上位3社に市場支配力が強く存在し、更なる歯止めとなる措置なしには、その行使を抑止できない」と評価することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・移動系通信市場への参入に不可欠で、国民の共有財産である有限希少な周波数について、モバイル事業者上位3社が、ほぼ独占している</li> <li>・モバイル事業者上位3社の顧客規模は、すべての国民に相当するレベルに達している</li> <li>・1世帯あたりの通信料金負担は、固定系通信に比べ、移動系通信が大きい</li> <li>・移動系通信サービスの料金体系が極めて複雑化・多様化しているため、利用料金の正確な把握や事業者間比較等は容易でなく、利用者が適正な料金水準を判断できない恐れがあることから、利用者利益が損なわれている可能性が高い</li> </ul> <p>■利用者利益の確保の観点から、国内および海外における移動系通信市場(MVNOを含む)の動向等について幅広く比較しつつ、モバイル事業者の市場支配力と料金水準との関係についてさらに踏み込んだ分析・評価が必要と考えます。</p>
第1編 第1章 第2章 第3章	63～65 20～21 59～61 28～29	<p>【総務省案】</p> <p>第3節 競争状況の評価</p> <p>第2節 第3項 競争状況の評価</p> <p>第3節 第3項 競争状況の評価</p> <p>第2節 第3項 競争状況の評価</p> <p>【意見】</p> <p><b>2. モバイル事業者上位3社の強い市場支配力の移動系通信市場から固定系ブロードバンド市場及び固定電話市場へのレバレッジ</b></p> <p>■次に示す点を踏まえ、「モバイル事業者上位3社の強い市場支配力により、移動系通信市場から固定系通信市場へのレバレッジがある」と評価することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モバイル事業者上位3社の顧客規模は、固定系ブロードバンド市場及び固定電話市場を凌ぐ規模に成長しており、電気通信市場全体(移動系+固定系)に対して、既に大きな影響力を保持している</li> <li>・モバイル事業者を傘下にもつ「企業グループ」は、モバイル事業者の顧客基盤やブランド力を軸に、固定系ブロードバンド市場及び固定電話市場への影響力を拡大している</li> </ul> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>《事例》・自社グループ内の事業者間における通話料金(携帯電話ー固定電話間通話料等)の無料化</p> <p>・自社グループ内事業者の連携による利用料金の一括請求</p> </div>

領域	頁	意見
		<p>■特に、移動系通信サービスのさらなる高度化(高速大容量化等)や割当周波数帯域の拡大により、今後一層の固定系通信市場へのレバレッジが強まることが想定されることから、移動系および固定系を含めた「企業グループ」を一体として分析・評価を行うことが必要と考えます。</p> <p>■また、移動系通信市場は、音声通信とデータ通信が一体で評価されているが、各市場間のレバレッジ(顧客基盤を元にした利用者の移行・拡大)が存在する可能性があることから、移動系音声/移動系データ/固定系音声/固定系データの各通信市場間の相関関係を網羅的に分析するとともに、評価することが必要と考えます。</p> <p><b>3. 固定系通信市場及び移動系通信市場におけるNTTグループによるグループドミナンス</b></p> <p>■NTTグループにおいては、実質的にグループ内に閉じた連携・一体的活動(下記事例参照)を行い、各市場で保有する市場支配力を更に拡大させていることから、「固定系通信市場及び移動系通信市場の全般において、NTTグループによる市場支配力が存在し、行使されている」と評価することが適当と考えます。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 10px; margin-top: 20px;"> <p>《事例》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・NTT IDロゲインサービス(NTTドコモ・NTTコミュニケーションズ等のID連携) <ul style="list-style-type: none"> <li>…オープンな技術を採用しているが、名称やアイコンに「NTT」を使用する等、NTTグループ色を前面に出し、実質的にNTTグループ以外の会社が参加しにくい排他的な仕組み</li> </ul> </li> <li>・光ポータブル(NTT東西のモバイルWiFi ルータ) <ul style="list-style-type: none"> <li>…NTT東日本によるレンタル開始時、NTTドコモのSIMロック端末とSIMフリー端末の2機種を投入</li> </ul> </li> <li>・マイエリアサービス(NTTドコモのフェムトセル基地局) <ul style="list-style-type: none"> <li>…サービス開始時、NTT東西のフレッツ回線のみに対応</li> </ul> </li> <li>・販売代理店での一体販売 <ul style="list-style-type: none"> <li>…販売手数料等を原資に、NTTグループサービスのセット割引が可能</li> </ul> </li> <li>・自社グループ内の利用料金の一括請求化(NTTファイナンス) <ul style="list-style-type: none"> <li>…NTTグループ四社の膨大な顧客情報がNTTファイナンスに集約されることになり、それらの情報を利用したクロスセル営業など不正競争の懸念がある</li> </ul> </li> </ul> </div>

領域	頁	意見
第1編 第1章	63～65	<p>【総務省案】</p> <p>第3節 競争状況の評価</p> <p>【意見】</p> <p><b>4. MVNOの動向分析</b></p> <p>■MVNOの動向に係る分析・評価にあたっては、「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」策定の目的を踏まえ、多様かつ低廉なサービスを提供するMVNOの参入が適切に促されているかという観点でなされるべきと考えます。</p> <p>■MNOによるMVNOへの網開放に係る取組については、すべてのMNO事業者が積極的に推進している状況にはないことから、「電気通信事業分野における競争状況の評価2010」において注視するとしたMVNOの参入を阻害する要素の有無等を明らかにするため、次の点を含め、MNOに焦点を当てた分析・評価を行うべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・音声通信サービスへ参入するMVNOが極めて限定的である現状を鑑み、音声通信およびデータ通信を区分した上でMVNO参入事業者数、契約者数とそのシェア等を分析・評価する</li> <li>・MNOとMVNO間の関係について、卸役務提供および事業者間接続を区分した上で市場動向を分析・評価する</li> <li>・移動系通信事業者が、端末のSIMロック解除を希望する利用者に対して求める手続き等によって、MVNOを含む他事業者への乗り換えを阻害する要因となる懸念があることから、移動系通信事業者毎のSIMロック解除件数(利用者数)を明らかにする等、SIMロック解除の推進状況を分析・評価する</li> </ul> <p>■海外においては、MNOとMVNOが対等な立場で市場を形成している事例もあることから、移動系通信市場におけるMVNOの市場形成状況をより明確にするため、移動系通信市場の分析及び競争状況の評価の全般にわたって、MNOとMVNOを移動系通信事業者として同等に取り扱った上で分析・評価することが必要と考えます。</p>
第1編 第2章	20～21 59～61	<p>【総務省案】</p> <p>第2節 第3項 競争状況の評価</p> <p>第3節 第3項 競争状況の評価</p> <p>【意見】</p> <p><b>5. NTT東西の事業活動等に関する分析・評価</b></p> <p>■NTT東西は、公正競争環境を確保するために行われたNTT再編の趣旨に反し、活用業務を利用して、なし崩し的に業務範囲を拡大しています。これにより、NTT東西シェアの高まりの要因となっていることから、活用業務を利用したサービス提供状況についても詳細に分析・評価することが必要と考えます。</p>

領域	頁	意見
		<p><b>6. 光ファイバ接続料・NGN機能のアンバンドルに係る接続料の設備競争への影響</b></p> <p>■FTTH市場における「設備競争の状況」や「事業者間取引の状況」の分析により、設備競争の地域間格差が明確となり非常に有意義と考えます。</p> <p>■しかしながら、設備競争の活発な西日本地域においても、NTT東西による貸出回線料金等を市場から離れて恣意的に設定することは、価格合理性をないがしろにし、公正な設備競争を阻害する可能性があります。そのため、NTT東西の光ファイバ接続料やNGN機能のアンバンドルに係る接続料水準が設備競争へ及ぼす影響について、詳細に分析・評価することが必要と考えます。</p>
<p>第1編</p> <p>第2章</p> <p>第3章</p>	<p>20～21</p> <p>59～61</p> <p>28～29</p>	<p><b>【総務省案】</b></p> <p>第2節 第3項 競争状況の評価</p> <p>第3節 第3項 競争状況の評価</p> <p>第2節 第3項 競争状況の評価</p> <p><b>【意見】</b></p> <p><b>7. NTT東西の市場支配力の固定電話市場から固定系ブロードバンド市場へのレバレッジ等</b></p> <p>■固定電話市場において、「NTT東西が依然として単独で市場支配力を行使し得る地位にある」との評価に賛同いたします。</p> <p>■一方で、次の点を考慮すると、「NTT東西が同市場において実際に市場支配力を行使する可能性は低い」との評価は適当でなく、「NTT東西の同市場における市場支配力の固定系ブロードバンド市場へのレバレッジが既に存在し、それにより固定系ブロードバンド市場での市場支配力を高めるとともに、固定電話市場での市場支配力の維持に寄与している」と評価することが適当と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入電話を独占的に提供してきたことにより醸成されたNTTブランドイメージにより、消費者がフレッツ光を選択することに影響を与えている</li> <li>・規制適用のないNTT西日本の販売代理店による加入電話ユーザ・ADSLユーザをターゲットとしたフレッツ光への移行を促す電話勧誘が、引き続き散見され、加入電話の加入者情報や接続情報の流用の疑念が拭いきれない</li> <li>・上記のレバレッジを足がかりに、フレッツ光とひかり電話のセット販売等によって、加入電話からひかり電話への移行促進にも繋げることで、当該レバレッジの効果を固定電話市場におけるNTT東西の市場支配力の維持に転じている</li> </ul> <p>■特に、加入電話から他事業者の0ABJ-IP電話への移行について、NTT東西が進めるメタルから光ファイバへのマイグレーションもあいまって、番号ポータビリティに関する手続(回線名義人確認等)の簡便性等の点で事業者乗り換えの阻害する要因を生じえる余地があることから、IP電話への移行における事業者の乗り換え状況等より詳細な分析・評価が必要と考えます。</p>

領域	頁	意見
第2編	総論	<p><b>8. 道路占用許可等の手続き関連</b></p> <p>■「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」との連携強化の観点から、次の点を踏まえ、関係主体の取組に関する検証に資するため、道路占用許可等の手続きの状況を把握・分析することが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・各道路管理者においては、二次占用許可申請の年間一括処理等、手続きの簡素化にご配慮いただいているものの、道路等管理者毎に手続きの考え方等が一様でない</li> <li>・道路占用許可等の手続きにあたっては、電柱・管路等の所有の有無によって事業者がケーブル敷設時に必要となる手続きが異なることから、当該手続きに係る業務量に事業者間で大きな差が生じている</li> </ul>

以上